

利用にあたって

1 調査の概要

この調査(指定統計第67号)は漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)に基づき、2003年漁業センサス要領によって実施されたもので、調査の概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的

2003年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査である。(ただし、内水面漁業調査及び流通加工調査は農林水産省の直接調査のため、以下では説明及び報告を省略する。)

(3) 調査期日

平成15年11月1日現在

(4) 調査の機関

農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 調査員

(5) 調査の方法

統計調査員による面接聞き取り調査並びに一部項目は自計申告調査の方法による。ただし、漁業経営体の経営組織が、会社、官公庁、学校及び試験場の調査客体は自計申告の方法による。

(6) 調査の範囲

海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業従事者世帯及び漁業管理組織並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

(7) 該当市町村数

29市町(海面漁業調査)

(8) 調査事項

ア 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況。

イ 個人の漁業経営体及び漁業従事者世帯の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況。

2 主な用語の説明

- (1) 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
- (2) 「漁業経営体」とは、調査期日前1年間(平成14年11月1日～平成15年10月31日)に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。「個人漁業経営体」とは、個人の漁業経営体をいい、「団体漁業経営体」とは、個人漁業経営体以外の漁業経営体をいう。ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業日数が30日未満の個人漁業経営体は調査客体としない。
- (3) 「漁業従事者世帯」とは、調査期日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯をいう。ただし、調査客体となる個人漁業経営体の経営主がいる世帯は、漁業従事者世帯とはしない。
- (4) 「漁業就業者」とは、漁業世帯(個人漁業経営体及び漁業従事者世帯)の世帯員のうち、満15歳以上で、自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した人をいう。
- (5) 「基幹的漁業従事者」とは、自営漁業の海上作業に従事した世帯員のうち、海上作業従事日数の最も長い人をいう。
- (6) 個人漁業経営体の専兼業で、
 - 「専業」とは、個人漁業経営体の世帯員の中に、自営漁業以外の仕事に従事した人がいない。
 - 「兼業」とは、個人漁業経営体の世帯員の中に、自営漁業以外の仕事に従事した人がいる。
 - 「第1種兼業」とは、漁業を主とする兼業をいう。「第2種兼業」とは、漁業を従とする兼業をいう。
- (7) 「最盛期の海上作業従事者数」とは、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、最も多くの人が海上作業に従事した時期の海上作業従事者数をいう。
- (8) 「漁獲金額」とは、過去1年間の漁獲物の販売金額をいう。
- (9) 「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の自然的及び社会経済的条件のもとに漁業が行われると認められる地区として農林水産大臣が定めるものをいう。
- (10) 「経営体階層」とは、海面漁業経営体の基本分類であり、主な漁業種類(大型定置網、小型定置網、地引網及び海面養殖の各階層)、使用漁船の種類や使用動力船合計トンにより、階層が決定されている。
- (11) 「普通世帯」とは、一般家庭のように住居と生計を共にしている人々の集まり又は1人で1戸をかまえている世帯をいう。
- (12) 「準世帯」とは、1人世帯で一般家庭に間借り、下宿屋などに住んでいる人の世帯又は単身者用の寄宿舎、独身寮などに住んでいる世帯をいう。

3 利用上の注意

- (1) この速報の数値は概数であり、後日公表される農林水産省の数値を確定数値とする。
- (2) 構成比(%)は四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- (3) 表中の記号は、次のとおりとする。

「 - 」 該当数値のないもの

「・・・」 数値不詳のもの

「0.0」 数値が単位未満のもの

「 」 数値がマイナスのもの

「 X 」 統計法第14条の規定により数値を秘匿したもの